

自主記帳・自主計算
自主申告を貫こう!



発行所 北民商 北民商
〒410-0001 静岡県静岡市清水区緑井
6丁目12番10号
TEL 879-4060
FAX 879-4064
E-Mail: kitaminsyou@yahoo.co.jp

ひろしま北 民商ニュース

No. 1795
2022年
6月13日
月曜日発行

広島北税務署交渉

インボイス制度に不安の声

電子化が進めば業者はついていけない

6月8日(水)、3・13重税反対・広島北集会以て広島北税務署に対して申し入れた内容について、回答を受けての交渉をおこないました。

北民商からは久村会長、竹本税対部長の他、税対部の大久保さん、福利さん、事務局から陶山、牛田の計6名の参加。税務署は菊島総務課長と課長補佐の2名が対応しました。

税務署の回答とやりとりは以下の通りです。
①〜③はこれまで同様「法律に関してはコメントできない」との回答でした。それに対し参加者からは、「民商はインボイス制度の導入には反対している。」

広島北税務署への申入れ事項(要旨)

- ①消費税を5%へ引き下げること。
- ②インボイスの導入は中止すること。
- ③「コロナ支援の給付金を課税対象にしないこと」。
- ④「コロナ禍のため、納税緩和措置を積極的に活用し、税務調査や呼び出しをしないこと」。
- ⑤納税者同士の相談活動に、不当な干渉や弾圧をおこなわないこと。
- ⑥憲法を遵守し、税務運営方針を徹底すること。
- ⑦以上、国税庁等にも伝え、改善を求めること。

導入されれば中小業者の廃業が増える」と実情を訴えました。課税業者を中心に『インボイスに関するお知らせ』の手紙が送られてきている事について、課長は「来年3月末の登録期限直前は非常に混み合う事になるので、課税業者の方に早目の対応をお願いしている」と状況を説明しました

が、竹本部長の「免税業者こそ、インボイスで大変なことになり、知らせておく必要がある」との意見に課長は「7月以降に免税業者を対象に、消費税の基を予定している」と回答がありました。シルバー人材センター登録

者なども、お知らせの網の中に入るようになってくるのかとの質問には、課長も「これまで事業所得で申告したことがあれば、お知らせの対象になると思うが、これからの人や、申告内容が他の所得で出している人はすり抜けて伝わらない場合もある」と認め、出来る限りの周知にとりくむ必要があると答えました。

裏面では、支部総会や県連総会の様子も紹介しています。ぜひご覧ください。



広島市社保協と北民商が市交渉 高すぎる国保料、国保行政改善求め

民商や生健会が実情を訴え



いったん国保料滞納となった場合、収納対策部に丸投げされて、滞納処分・差し押さえがおこなわれます。滞納額は急に発生するわけではなく、滞納額が大きくなる前に市の方から何もしないのか? 「本人から相談がない限りは何もしない」という回答でした。

「コロナ減免を知らない方が大勢いることも問題で、収納課に回せば良いという話ではありません。個々の事情に寄り添って国保料が高いと窓口で相談に来た人には、保険料の減免についてもしっかりと説明するよう要望も出されました。

今回の交渉では、市

側が、勉強不足の為に回答できないことも多く、不満も残りました。

【国保減免について】
「コロナで給付金をもらったから国保料が高くなった。助けるための支援金が逆に苦しめている実情があります。」
「コロナ減免の申請は、収入減の比較対象となる前年の収入に「国・自治体からの各種給付金を含まない」ため、「コロナ減免に該当しない」方が沢山います。その場合は、従来からある通常の国保減免も検討してみよう。2ヶ月ごとに申請が必要なことなど手間もかかりますが、通常申請の場合は所得の比較となるため、対象になる可能性もあります。」

【牛田記】
これからも国民保険料の問題点の交渉は続けていかなければいけないと思いました。

通常の国保減免について

◎条件は『前年所得より3割以上所得が減少する見込みである』こと。
◎申請期限は、毎月の納付期限の1週間前まで。ただし、今月は23日までに減免申請の意思を区役所に連絡しておくことで、6月30日まで受け付けます。
※詳しくは民商事務局へ。